

## ○沖縄県警察職員の名刺様式について

(平成7年5月23日沖例規務第3号)

**改正** 平成19年12月沖例規務第8号 令和3年3月31日沖例規務第13号

沖縄県警察に勤務する警察官及び一般職員（非常勤職員を含む。）の名刺様式（以下「名刺様式」という。）については、これまで「沖縄県警察職員の名刺様式について」（昭和47年5月15日付け沖例規務第6号。（以下「旧例規」という。）により運用しているところであるが、実情にそぐわないことから、このたび名刺様式を別記様式のとおり改めたので、下記事項に留意し誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は廃止する。

記

- 1 名刺の規格は、警察手帳に挿入しうる大きさ（おおむね縦9cm、横5.5cmを基準とする。）とする。
- 2 警部（相当職含む。）以下の場合、勤務の特殊性等により所属長において担当名、係名を表示することが適当でない認められるものは、これを省略することができる。
- 3 他の部署と兼務となっている者は、原則として本務の部署のみを表示する。
- 4 職名が長く2列目が著しく長くなり不体裁となる場合には、職名のみ3列目とすることができる。
- 5 名刺の左端下部に電話番号を記載することができる。
- 6 名刺の左端上部に「沖縄県警察シンボルマーク」を表示する。
- 7 警察本部の各部若しくは課（所、隊、学校を含む。）又は警察署において、各種施策の推進のため、名刺に別記様式以外のマーク又は文字を表示する等、真に必要な場合は、警務部警務課を経由して警察本部長の承認を得るものとする。

附 則（令和3年3月31日沖例規務第13号）

別記様式

名刺

[別紙参照]